

この通知は、令和3年12月6日に
通知したものです（メール送付）。

3千保介事第1405号
令和3年12月3日

認知症対応型共同生活介護事業所 管理者 様

千葉市保健福祉局高齢障害部
介護保険事業課長

認知症対応型共同生活介護事業所に係る外部評価等の見直しについて（通知）

本市高齢者福祉の推進につきましては、日頃格別のご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

令和3年4月の制度改正により、認知症対応型共同生活介護事業者（以下、「事業者」という。）において運営推進会議を活用した評価を受けた場合は外部評価を受けたものとみなすことができるようになったことから、地域密着型サービスに係る自己評価及び外部評価につきまして、改めて周知いたしますので、ご了知の上、対応いただけますようお願いいたします。

また、外部評価の実施回数については、千葉県の通知等により、運営推進会議の開催頻度等一定の要件を満たした場合には実施回数が緩和できるものとされております。これまで実施回数緩和の要件については、本市の基準条例の解釈を適用しておりましたが、令和4年度の運営推進会議実施分（令和5年度実施回数緩和申請分）より、千葉県の通知に準じて実施することといたしますので、ご承知おきください。

記

1 自己評価と外部評価について

事業者は、「千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例」及び「千葉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」において、自ら提供するサービスの自己評価及び外部評価が義務付けられております。

（1）評価実施の目的

ア 自己評価について

自己評価は、認知症対応型共同生活介護事業所（以下、「事業所」という。）が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、提供するサービスについて個々の事業所の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものです。

評価を行うに当たっては、当該事業所を設置・運営する法人の代表者の責任の下に、管理者が介護従業者と協議して実施します。

イ 外部評価について

外部評価は、第三者による外部評価の結果と、当該結果を受ける前に行った自己評価の結果に対比

して両者の異同について考察した上で、外部評価の結果を踏まえて総合的な評価を行うこととし、これによって、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることを狙いとするものです。

事業所は、従来、外部評価機関と運営推進会議の双方で「第三者による評価」を行うこととされていましたが、運営推進会議を活用した評価が「第三者による評価」という点において、外部評価と同様の目的を有していることから、**運営推進会議を活用した評価を受けた場合は、外部評価を受けたものとみなすことができるようになりました。**

なお、運営推進会議を活用した評価については、外部評価の実施回数緩和の要件とはなりません（外部評価機関による評価のみが実施回数緩和の要件として認められます）ので、ご注意ください。

(例) 運営推進会議を活用した評価の具体的手順

(「【別添1】(別紙2の2)自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール」を参照ください)

(ア) 事前に活用ツールの自己評価欄を記入します。

※ 必要に応じて、評価に必要な（取り組みについて説明できる）資料も準備します。

(イ) 運営推進会議において、記入した活用ツールについて説明し、参加者から取り組み内容に関する意見を聴取します。

なお、この場合、あんしんケアセンター職員、サービスや評価について知見を有する公正・中立な第三者の参加が必要となります。

(ウ) 聴取した意見を集約し、活用ツールの外部評価の該当する項目に○印をつけるとともに、記述欄にコメントを記入し、参加者より、その内容についての了承を得ます。

(エ) 完成した活用ツールを公表し、千葉市に提出します。

(2) 結果の公表について

事業者は、自己評価及び外部評価の実施並びにそれらの結果の公表が義務付けられています。

事業者は、第三者による外部評価結果（外部評価機関による評価結果、運営推進会議を活用した評価結果）等を、

ア 利用者及びその家族に対して手交又は送付します。

イ 法人のホームページへの掲載又や事業所内の見やすい場所への掲示などの方法により、広く開示します。

ウ 千葉市に評価結果を提出します。

※外部評価機関を活用した場合は、外部評価機関が、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAMNET）」を利用して、「自己評価及び外部評価の結果」及び「目標達成計画」を公表します。

(3) 自己評価及び外部評価の頻度

事業者は、事業所ごとに、原則として少なくとも年に1回は自己評価及び外部評価を受けるものとされています。各年度（4月1日から3月31日まで）内に1回、自己評価及び外部評価を実施し、第三者によ

る外部評価結果（外部評価機関による評価結果、運営推進会議を活用した評価結果）等を千葉市に提出してください。

2 外部評価の実施回数緩和要件見直しについて

一定の要件を満たす事業所については、外部評価の実施回数を緩和（2年に1回）することができます。

具体的な要件や手続きにつきましては、「【別添2千葉県通知】地域密着型サービスに係る外部評価実施回数緩和の手続について」をご参照ください。

また、これまで実施回数緩和の要件については、一部に本市の基準条例の解釈を適用しておりましたが、（「【別添3千葉市通知】外部評価の実施回数の緩和に係る申請書の提出について」のとおり。）令和4年度の運営推進会議実施分（令和5年度実施回数緩和申請分）より、この適用を廃止し、千葉県通知に準じて実施することといたしますので、ご承知おきください。具体的な変更点は、次のとおりとなります。

（1）運営推進会議の開催数について

運営推進会議の開催が過去1年間に4回以上あった場合、要件を満たすものとして取り扱っておりましたが、千葉県通知に準じ、開催頻度を現行の3か月に1回（年4回）以上から、2か月に1回（年6回）以上の開催があった場合に要件を変更いたします。

（2）運営推進会議におけるあんしんケアセンター職員の出席について

これまで、事業所が運営推進会議を3か月に1回（年4回）以上開催したケースにおいて、最低でも1回以上、あんしんケアセンター職員が出席した場合、要件を満たすものとして取り扱っておりましたが、千葉県通知に準じ、あんしんケアセンター職員が概ね3回以上出席していることに要件を変更いたします。ただし、引き続き、下記ア～ウを満たす場合に限ります。

ア あんしんケアセンター職員が開催予定を事前に把握し、毎回出席できるよう、事業所とあんしんケアセンター職員が連携・調整に努めていること。

イ 事前に欠席することが判明している場合は、あらかじめ会議資料の提供を受け、あんしんケアセンター職員の意見が反映できる体制が整っていること。

ウ 突発的に欠席した場合は、会議資料や議事録の送付を受け内容の把握をしていること。

（3）留意事項

ア 上記は外部評価の実施回数の緩和要件についての適用となり、通常の運営に関しては、従前どおり、本市の基準条例の解釈に変更はないことを申し添えます。

イ コロナウイルスの感染症対策で必要と考えた場合は、引き続き当面の間は、書面での開催等、柔軟な対応が可能となります。

なお、この取り扱いを終了する場合は、別途お知らせいたします。

担当 事業所支援班 村上、木村

TEL 043-245-5062

FAX 043-245-5621

e-mail :kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp